

第1 審査会の結論

岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分については、非開示と決定した部分のうち、優先交渉権者に係る評価項目ごとの評価点については開示すべきである。

第2 審査請求及び諮問の経緯

- 1 本件審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成29年6月6日付けで、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、「旧後楽館中・高（天神校舎）跡地活用事業企画提案採点集計表」（以下「本件公文書」という。）についての公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 本件は、旧後楽館中・高（天神校舎）跡地活用事業（以下「当該跡地活用事業」という。）における公募型プロポーザル方式での事業者募集（以下「本件プロポーザル」という。）の案件であるが、本件請求に対し、実施機関は、同年6月20日付けで、本件公文書のうち、評価項目ごとの各応募事業者の評価点については、財務状態、資金調達能力などを含む項目が入っており、公表することにより、応募事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第5条第2号に該当するとして、非開示とする一部開示決定を行った。
- 3 請求人は、上記の一部開示決定に対し、同年6月23日付けで、一部開示決定を取り消し、非開示部分の開示を求める審査請求（以下「本件

審査請求」という。)を行った。

- 4 実施機関は、同年7月20日付けで、本件審査請求の取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

第3 請求人及び実施機関の主張要旨

請求人及び実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

1 請求人の主張要旨

本来プロポーザルは採点が明らかにされる必要があるのに、非開示は不当である。以前、岡山市の別の跡地活用事業において実施されたプロポーザルでは、応募事業者の評価項目ごとの評価点は全て開示されていた。

非開示部分の非開示理由として、単に「会社に不利益を生じさせるおそれがある」では、理由にならない。何がどう不利益なのか示されていない。

2 実施機関の主張要旨

当該跡地活用事業では、「『旧後楽館中・高（天神校舎）跡地活用事業募集要項』4優先交渉権者の特定方法について（7）結果の公表」に基づいて、優先交渉権者名及び応募事業者ごとの評価点の合計を公表している。また、全ての応募事業者の個人情報並びに法人情報を除く企画提案書及び売買希望価格も公表している。

採点集計表の開示範囲は、事業ごとに個別に検討し判断しており、本件公文書では、経営内容や資金調達能力等の情報の属する項目については、条例第5条第2号の「開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが

あるもの」に該当すると判断し、評価項目ごとの評価点については非開示として、一部開示決定を行ったものである。

第4 審査会の判断

実施機関と請求人との間における本件の争点に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、当該跡地活用事業に係る優先交渉権者選定のため、岡山市旧後楽館中・高（天神校舎）跡地活用事業企画競争委員会の委員（以下「委員会委員」という。）が、当該跡地活用事業の本件プロポーザルに応募した3者の評価を評価項目ごとに採点し、集計したものである。委員会委員による評価項目ごとの評価点は、「事業者の適格性」、「基本方針」、「事業の実現性及び継続性」、「施設計画」、「事業に期待する効果」、「価格」の6項目で構成されている。

また、評価項目のうち、「事業者の適格性」及び「事業の実現性及び継続性」については、公認会計士による専門的、客観的分析を踏まえて、委員会委員が採点している。

そして、実施機関が非開示としたのは、各応募事業者の「価格」を除く評価項目ごとの評価点であり、各応募事業者名及びそれぞれの評価点の合計等は開示されている。

2 条例第5条第2号該当性について

本件審査請求において争点となっているのは、実施機関が条例第5条第2号に該当するとして、本件公文書の一部を非開示とした処分の妥当性である。

(1) 条例第5条第2号の趣旨及び解釈

条例第5条第2号は、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報で、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報である場合を除き、非開示とする規定である。

(2) 本条第2号該当性について

ア 落選事業者に係る評価項目ごとの評価点について

各応募事業者名及びそれぞれの評価点の合計は、すでに開示されている。さらに個々の事業者について評価項目ごとの評価点が開示されると、委員会委員が低い評価をした項目について、低い評価をされた事業者の弱点をさらすことにつながる。

落選した事業者にとって、評価点の合計に加えて各評価項目ごとの評価まで開示されることは、それが、当該跡地活用事業における評価ではあっても、評価の主体が地方公共団体である岡山市であることから、落選という結果ともあいまって、事業者間の優劣に予断を与え、当該事業者の財務状況や資金調達能力等に不安があると見られるなど、社会的評価の低下を引き起こし、事業経営に不利益を及ぼす可能性は否定できない。

したがって、落選事業者に係る財務状態、資金調達能力などを含めた項目ごとの評価点を開示することは、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第5条第2号に該当する。

また、項目ごとの評価点は、人の生命、健康、生活又は財産

を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を含むとは言えず、条例第5条第2号ただし書には該当しない。

イ 優先交渉権者に係る評価項目ごとの評価点について

実施機関は、優先交渉権者についても本件公文書のうち、経営内容や資金調達能力等の情報の属する項目については、条例第5条第2号の「開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると主張する。

優先交渉権者であっても委員会委員の評価が、低い評価項目がある可能性はある。しかし、当該事業者は、本件請求が行われた時点で既に優先交渉権者として公表されており、本件プロポーザル審査で総合的に最も高い評価を得た当選事業者であることから、委員会委員の評価項目別の評価結果によって、その事業経営に不利益を及ぼすほど社会的評価が低下する可能性は小さいと考えられる。

また、優先交渉権者の事業は、民間企業による一事業とは言え、岡山市のプロポーザルの審査により選考され実施されるものであるから、その事業は公的な責務をともなうべきものであり、審査内容には透明性が求められるとともに、市民に対する一定の説明責任が生ずるものと考えられる。

したがって、優先交渉権者に係る財務状態、資金調達能力などを含む評価項目ごとの評価点を開示することにより当該事業者の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ

があるとは認められず、条例第 5 条第 2 号には該当しない。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、第 1 審査会の結論のとおり判断するものである。

第 5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処理内容
平成 2 9 年 7 月 2 0 日	諮問書の収受
平成 2 9 年 9 月 2 8 日	審議
平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日	審議
平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日	実施機関への意見聴取実施
平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日	審議
平成 3 0 年 4 月 1 3 日	実施機関への意見聴取実施
平成 3 0 年 5 月 2 5 日	審議
平成 3 0 年 8 月 2 0 日	審査請求人による口頭意見陳述実施
平成 3 0 年 9 月 2 1 日	審議
平成 3 0 年 1 1 月 2 2 日	答申